



鳥取県公報

平成16年 5月18日(火)
第 7 5 8 6 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	土地改良区の役員の就退任 (392) (中部総合事務所農林局)	1
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (393) (協働推進室)	2
	都市計画事業の事業計画の変更の認可 (394) (環境政策課)	2
	コアジサシ保護管理事業計画の認定 (395) (")	4
	農用地土壌汚染対策地域の指定の解除 (396) (農政課)	4
	小型機船底びき網漁業の許可の申請期間 (397) (水産課)	7
	土地収用法による事業の認定 (398) (管理課)	7
公 告	鳥取県採石条例の規定に基づく認可状況の公表 (治山砂防課)	8
調達公告	随意契約の相手方の決定 (情報政策課)	8

告 示

鳥取県告示第392号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第16項の規定に基づき、次のとおり四王寺土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成16年 5月18日

鳥取県中部総合事務所長 安 木 睦 夫

退任した役員の氏名及び住所

- 理 事 坂 根 國 之 倉吉市大谷714 - 1
- " 田 中 勇 倉吉市不入岡144
- " 大 畑 昌 瞭 倉吉市大谷茶屋877 - 7
- " 福 田 武 雄 倉吉市寺谷350 - 1
- " 山 崎 洋 次 倉吉市上神866
- " 福 光 堯 道 倉吉市北面152 - 1
- 監 事 伊 藤 博 則 倉吉市上神847
- " 熊 谷 弘 倉吉市寺谷275
- " 谷 口 瑞 樹 倉吉市大谷988 - 4

平成16年 4月21日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 坂 根 國 之 倉吉市大谷714 - 1
" 山 崎 洋 次 倉吉市上神866
" 福 光 堯 道 倉吉市北面152 - 1
" 福 田 武 雄 倉吉市寺谷350 - 1
" 大 畑 昌 暲 倉吉市大谷茶屋877 - 7
" 畑 中 保 近 倉吉市不入岡266
" 藤 井 弘 通 倉吉市大谷566
監事 伊 藤 博 則 倉吉市上神847
" 谷 口 瑞 樹 倉吉市大谷988 - 4
" 塚 根 勝 倉吉市寺谷442 - 1

平成16年4月22日就任 任期4年

鳥取県告示第393号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成16年7月7日までの間、鳥取県企画部協働推進室において公衆の縦覧に供する。

平成16年5月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 申請のあった年月日

平成16年5月7日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人環境管理プロジェクト

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

川上 美恵子

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

境港市外江町1727

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、市民生活に密着し活用されている公園等公共施設の運営、管理、補修、清掃等の業務およびその周辺に配置された自然景観の維持等を行うことにより、環境美化の促進および市民生活の向上と自然に調和したまちづくりを行うことを目的とする。

鳥取県告示第394号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成16年5月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 施行者の名称

関金町

2 都市計画事業の種類及び名称

倉吉都市計画下水道事業 関金町公共下水道

3 事業施行期間

昭和56年11月27日から平成21年3月31日まで

(変更前 昭和56年11月27日から平成16年3月31日まで)

4 事業地

(1) 収用の部分

削除する部分 関金町大字大鳥居字仙隠峰、字五反田、字竹末、字下田、字ゴゴロ及び字八王子の各全部並びに同大字字大林、字ワナ谷、字小谷、字中新田、字新林峰、字新林、字下朝干、字朝干、字谷尻、字下出口、字上朝干、字峰コロビ、字油木、字上坂、字玉仙塚、字崩橋、字カゲト、字上道端、字井手南、字上屋敷通、字屋敷通、字山根、字道ノ上、字京田、字垣内、字市場、字宮ノ上、字堂ノ元、字宮田、字竹鼻、字上河原、字下河原及び字地堂の各一部、大字関金宿字滝口、字王子前及び字蔵屋敷の各全部並びに同大字字大屋敷、字湯ノ奥、字下河原、字佐野、字佐野山、字勝負谷、字藪ノ内、字釈迦山、字釈迦谷、字竇原、字山ノ平3、字大場河原、字土手ノ内、字町尻、字村通、字出口、字大工前、字宮ノタワ、字柿ノ木田、字下佐野、字横路山、字土床、字山王河原、字中道端、字上垣内、字下天王、字上天王、字大坪、字鳥越山、字鳥越、字五反田、字日笠、字城山、字鬼岩、字皮出、字堤谷、字城山平、字ジャギ谷、字唐鴨、字首谷口、字唐鴨山、字小和坂山、字小和坂、字山ノ平1、字山ノ平2、字寺屋敷及び字本堂口の各一部、大字安歩字壺里塚、字上河原、字西山、字中山、字上大向、字下大向、字金谷渡、字下中島、字南小鳥渡、字北小鳥渡、字新九郎田、字荒神ノ上、字嘉平田、字山根、字屋敷通及び字宮ノ前の各一部、大字松河原字下若林、字上番原、字京田、字向田、字横峰及び字若林の各一部、大字郡家字ズバヒ谷、字谷田、字下高下、字法大神、字堂附ケ、字出口、字隅ノ内、字中津、字牛尊口、字袖子ノ口、字向河内、字堂ノ本、字山根及び字横垣の各一部並びに大字山口字寺ノ前、字上屋敷、字大山口、字家ノ前、字屋敷、字法大神、字出畑、字塚根、字横路、字机原、字前田、字屋敷通及び字上ミ前田の各一部

(2) 使用の部分

追加する部分 関金町大字大鳥居字仙隠峰、字五反田、字竹末、字下田、字ゴゴロ及び字八王子の各全部並びに同大字字大林、字ワナ谷、字小谷、字中新田、字新林峰、字新林、字下朝干、字朝干、字谷尻、字下出口、字上朝干、字峰コロビ、字油木、字上坂、字玉仙塚、字崩橋、字カゲト、字上道端、字井手南、字上屋敷通、字屋敷通、字山根、字道ノ上、字京田、字垣内、字市場、字宮ノ上、字堂ノ元、字宮田、字竹鼻、字上河原、字下河原及び字地堂の各一部、大字関金宿字滝口、字王子前及び字蔵屋敷の各全部並びに同大字字大屋敷、字湯ノ奥、字下河原、字佐野、字佐野山、字勝負谷、字藪ノ内、字釈迦山、字釈迦谷、字竇原、字山ノ平3、字大場河原、字土手ノ内、字町尻、字村通、字出口、字大工前、字宮ノタワ、字柿ノ木田、字下佐野、字横路山、字土床、字山王河原、字中道端、字上垣内、字下天王、字上天王、字大坪、字鳥越山、字鳥越、字五反田、字日笠、字城山、字鬼岩、字皮出、字堤谷、字城山平、字ジャギ谷、字唐鴨、字首谷口、字唐鴨山、字小和坂山、字小和坂、字山ノ平1、字山ノ平2、字寺屋敷及び字本堂口の各一部、大字安歩字壺里塚、字上河原、字西山、字中山、字上大向、字下大向、字金谷渡、字下中島、字南小鳥渡、字北小鳥渡、字新九郎田、字荒神ノ上、字嘉平田、字山根、字屋敷通及び字宮ノ前の各一部、大字松河原字下若林、字上番原、字京田、字向田、字横峰及び字若林の各一部、大字郡家字ズバヒ谷、字谷田、字下高下、字法大神、字堂附ケ、字出口、字隅ノ内、字中津、字牛尊口、字袖子ノ口、字向河内、字堂ノ本、字山根及び字横垣の各一部並びに大字山口字寺ノ前、字上屋敷、字大山口、字家ノ前、字屋敷、字法大神、字出畑、字塚根、字横路、字机原、字前田、字屋敷通及び字上ミ前田の各一部

鳥取県告示第395号

鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例（平成13年鳥取県条例第51号）第25条第2項の規定に基づきコアジサシ保護管理事業計画を認定したので、同条第3項により告示する。

平成16年 5月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 住所 米子市青木1116
- 2 氏名 日本野鳥の会鳥取県支部 支部長 竹中 稔
- 3 保護管理事業の内容
 - (1) ロープ囲いによる生息（繁殖）地の明示及び立入りに係る注意看板の設置
 - (2) 環境保全のための生息（繁殖）地の除草作業の実施
 - (3) 標識調査の実施
 - (4) 観察会の開催
 - (5) モニタリング調査の実施
 - (6) その他保護に関する活動の実施
- 4 認定年月日 平成16年 5月11日

鳥取県告示第396号

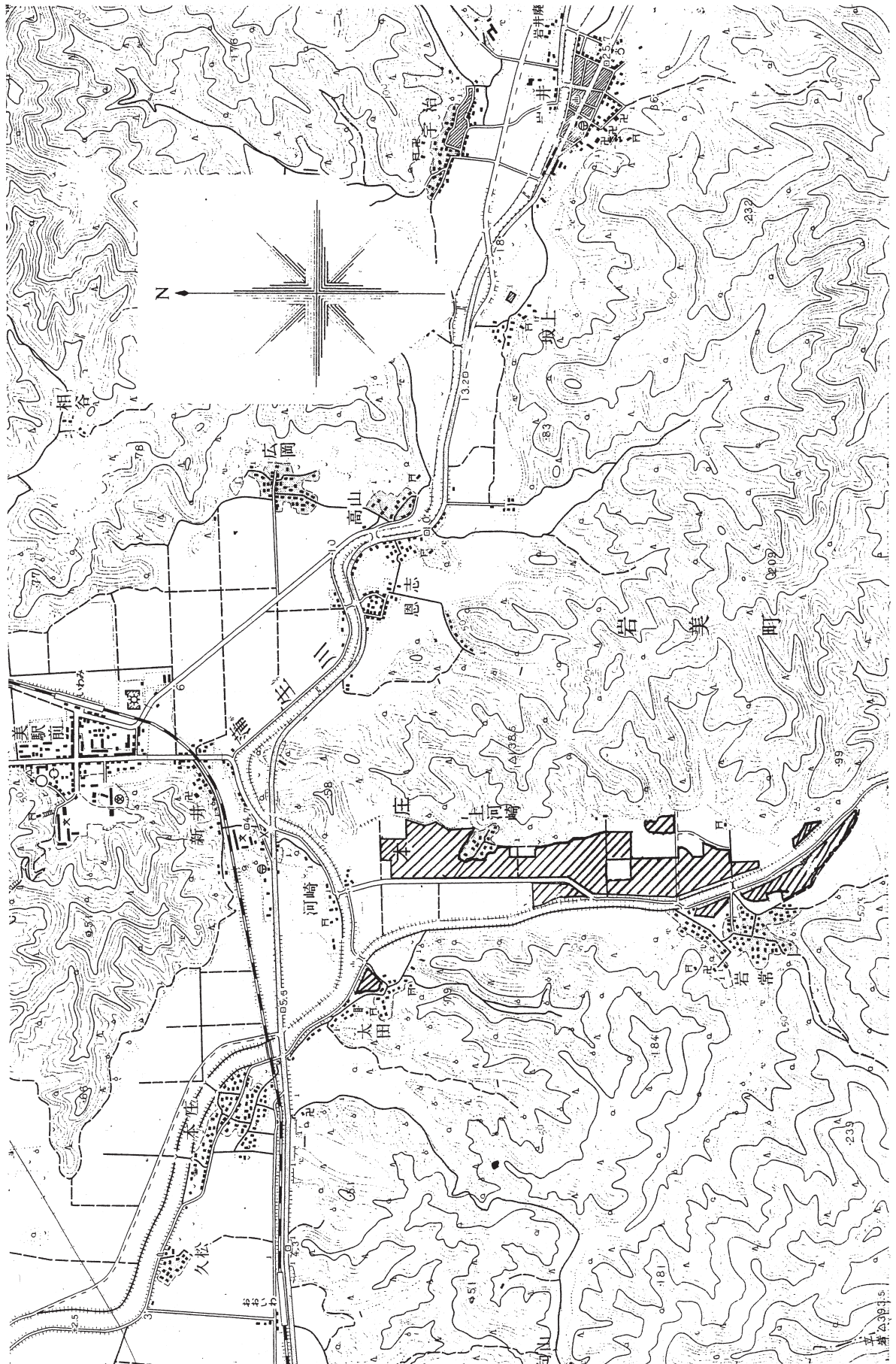
農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）第4条第1項の規定に基づき、次のとおり農用地土壌汚染対策地域の指定を解除したので、同条第2項において準用する同法第3条第4項の規定により告示する。

関係書類を鳥取県鳥取地方農林振興局及び岩美町役場に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成16年 5月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 名称 小田川地域
- 2 区域 次の図に斜線で示した区域
- 3 指定解除年月日 平成16年 5月11日



鳥取県告示第397号

鳥取県海面漁業調整規則（昭和40年鳥取県規則第46号）第9条第2項の規定に基づき、小型機船底びき網漁業に係る許可（平成14年4月5日付鳥取県告示第229号（小型機船底びき網漁業の許可の申請期間について）に定める申請期間中に行われた申請に係る許可を除く。）の申請期間を平成16年5月18日から同月24日までと定めたので、同条第3項の規定により告示する。

平成16年 5月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第398号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成16年 5月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 起業者の名称

岸本町

2 事業の種類

農業集落排水事業遠藤地区処理施設建設事業

3 起業地

(1) 主要の部分 西伯郡岸本町吉長字七反田地内

(2) 使用の部分 なし

4 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

農業集落排水事業遠藤地区処理施設建設事業（以下「本件事業」という。）は、農業集落排水施設を整備するものであり、土地収用法（以下「法」という。）第3条第31号に掲げる地方公共団体が設置する直接その事務又は事業の用に供する施設に該当するため、法第20条第1号の要件を充足するものと判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である岸本町は地方公共団体であることから、本件事業を実施する権能を有しており、既に本件事業に係る予算措置も講じられているので、法第20条第2号の要件を充足するものと判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

本件事業は、農業集落排水の予定処理区域内で、ポンプによる圧送区間を最も短くすることができる、二級河川佐蛇川水系野本川沿いの下流部に位置する土地（以下「本件土地」という。）に農業集落排水処理施設を整備するものである。

本件事業の実施により得られる利益及び失われる利益を比較衡量した結果、次に掲げる理由から、本件事業の施行により得られる利益は、失われる利益に優越すると認められ、本件事業は、法第20条第3号の要件を充足するものと判断される。

ア 本件事業は、農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持、農村集落の生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図るためのものであり、生産性の高い農業の実現及び活力ある農村社会の形成に資することが見込まれる。

イ 本件事業は鳥取県環境影響評価条例（平成10年鳥取県条例第24号）による環境影響評価の対象事業ではなく、起業地選定等に当たって住民への影響に配慮しており、本件事業により失われる環境上の利益は、軽微なものと考えられる。

ウ 本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業を施行する上で最小限度の範囲であると認められる。

エ 本件事業に係る起業地の選定に当たっては、事業に必要な面積が確保できること、自然環境及び集落環境への影響が小さいこと、維持管理費も含めた事業費が少ないこと等を条件に3つの土地について比較検討した結果、これらの要件を満たすものとして本件土地が選定されている。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

本件事業は、農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持、農村集落の生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図るためのものであり、緊急に整備すべき事業と認められ、本件土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足するものと判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までの判断から、本件事業は法第20条各号の要件を充足していると認められるため、同条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

西伯郡岸本町吉長37 - 3

岸本町役場

公 告

採石法（昭和25年法律第291号）第33条の5の規定に基づき、採取計画の変更の認可をしたので、鳥取県採石条例（平成15年鳥取県条例第72号）第11条の規定により次のとおり公表する。

平成16年 5月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	採取場の所在地及び面積	認 可 の 内 容			認 可 年月日
			変更事項	変更前の内容	変更後の内容	
株式会社タナカ 代表取締役 田中 繁善	西伯郡西伯町大字阿賀288 - 1	西伯郡西伯町大字八金字南中山1673 - 1外18筆 (65,233平方メートル)	採取する岩石の数量	423,313 トン (235,174立方メートル)	458,672 トン (254,818立方メートル)	平成16年 4月8日

調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成16年 5月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 調達件名及び数量 鳥取県情報ハイウェイ管理センター管理運営委託業務一式
- 2 契約方式 随意契約
- 3 契約日 平成16年4月1日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 財団法人鳥取県情報センター
鳥取市東町一丁目220
- 5 契約金額 64,039,500円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当
- 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 鳥取県企画部情報政策課
鳥取市東町一丁目220

